障害学生支援

柴田学園大学では障害のある学生が、障害のない学生と同じように修学の機会が得られるよう、大きく2つの支援を行なっています。1つはどの施設でも使いやすいような環境整備、もう1つは修学上の困難に対する支援です。

修学上の困難に対する支援では講義、演習、実習など科目の履修に関わることについて、必要とされる配慮(調整)を行なうことを中心としています。また、大学での学びに困難がある際に、それを支える種々の支援も行なっています。

<支援(配慮)の対象と範囲>

対象: 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、発達障害などにより修学上支障がある者 (必要性が認められる場合は、慢性的な疾病や一時的な怪我などの相談 にも応じます)

範囲:講義・実験・実習、行事など必要かつ妥当であると認められる範囲

<支援(配慮)の内容、方法>

個々の状況やニーズと、科目の内容、講義の手法、成績評価の方法、当該科目の目的、目標等をふまえ、当該科目の担当教員と相談し、具体的な配慮の内容や方法を決定していきます。

*成績、単位の取得や実習への参加等を保証するものではありません。

く支援(配慮)を受けるまでの流れ>

保健室、相談室、その他の教職員に相談

↓

学生支援室担当教職員と面談・支援の申請

(申請書の提出)↓

支援(配慮)の可否を決定

↓

科目担当教員、支援室、学生本人で配慮

(支援)内容の調整

↓

支援(配慮)の提供

<注意点>

相談から支援の提供までには時間がかかることもありますので、早めに相談することをお勧めします。 相談希望の学生は、学生支援室 (g-shien@shibata-

univ.net)までご連絡く ださい。